

日本の海上風力産業の発展に向けて

【日本建設業協会からの要望】

2025年 12月 3日 (水)

一般社団法人 日本建設業連合会
海洋開発委員会 海洋基本計画推進部会
海上風力事業化促進専門部会

日建連は、洋上風力を含む再生可能エネルギーを重要な電源と捉え、引き続き事業環境を注視しながら電力の安定供給に取り組んでまいります。

1. 建設業からの期待

(1) 改正建設業法の洋上風力工事への適用

改正建設業法に謳われている、①労働者の待遇改善・②資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止・③働き方改革と生産性向上の3点についても、洋上風力事業に実効性を確認できる仕組みづくりを期待します。

(2) 建設会社の先行投資

建設業界も将来の洋上風力の安定的な電源確保に向けて、必要な投資を実施していきたいと考えております。この投資に向けて、例えば専用作業船の新造などで建設会社が適切な利潤を得て投資ができる、その作業船が効率的かつ長期的に稼働できる平準化した市場形成に向けたご配慮を期待します。

(3) 事業者との契約

建設会社が事業者との契約にあたり、片務契約や高額な工事遅延リスク金などが発生しないようにご配慮を期待します。例えば、後日に「主要工種の契約書開示義務を要件に組み入れる」などの取組みが考えられます。

2. 事業者様へのご配慮

(1) リスクの考え方

沖合いの海上工事にはリスク(気象海象・地中障害物)が潜んでいることにご配慮頂き、事業者様の責に依らないリスクが発生した場合には、それによる工程遅延や工事費増の影響が建設業に及ばないよう、事業者様に対するご配慮に期待します。

(2) 公募上限価格における資本費の設定について

海域の自然条件・施工条件により工事費は大きく変動し得るため、公募の上限価格について対象海域の現地条件を踏まえた適切な資本費の設定に期待します。

＜参考＞

改正建設業法を受けて
日建連からのお願い

建設工事を発注する民間事業者・施主の皆様に対するお願ひ (2025年9月版)

一般社団法人 日本建設業連合会
 JFC JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

建設業は、他産業より賃金が低く、労働時間も長い等、厳しい労働条件を背景に就労者数は減少を続けております。将来にわたって、皆様の期待に応え続けられる持続可能な建設業になるためにも、必要な扱い手の確保に向け、資材価格の高騰や労務費上昇の価格転嫁の対策などを強化していくことが急務となっております。こういった課題に対し国会において建設業法等の一部改正法が成立(2024年6月7日)し、解決策の方向性が決定されました。御理解と御協力をお願いいたします。

1. 政府から適正な価格転嫁、工期の確保が求められています

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」内閣官房・公正取引委員会 (2023.11.29)
 - 発注者及び受注者それぞれが探るべき行動、求められる行動を12の行動指針として取りまとめ
 <指針抜粋> 2. 発注者として探るべき行動／求められる行動
 - 【行動④】サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
 - 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
 - 3. 受注者として探るべき行動／求められる行動
 - 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】
- 「工期に関する基準」中央建設業審議会決定 (2024.3.27)
 - ・発注者は、受注者やその下請負人において、その労働者一人ひとりの長時間労働の是正、週休2日の確保などを実現できるよう、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力し、当該規制への違反を助長しない
- 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について」(国土交通省不動産・建設経済局建設業課長・民間発注者団体あて通知(2024.12.13))
 - ・建設工事の受注者はパートナーの関係にあるという基本認識の下、その相互のコミュニケーションを促すために、工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知など、契約変更協議の円滑化に関する措置を設けたところであり、その実効性の確保のためにも、発注者のご理解と適切な対応をお願い

2. みなさまの期待に応えるための持続可能な建設業を目指して

国土交通省「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)」から抜粋

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い → 扱い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

待遇改善、価格転嫁、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む
 ▶賃上げによる待遇改善
 ▶資材価格高騰や労務費上昇の価格転嫁
 ▶真に適正な工期の確保による労働時間の適正化と生産性の向上

就労状況の改善 → 扱い手確保

3. 改正建設業法において請負代金や工期に関するルールが変更されました (2024年12月13日施行)

改正建設業法の施行に伴って改定された「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第7版)」(国土交通省不動産・建設経済局)に以下の内容が示されました

資材高騰分等の価格転嫁を円滑にするために

- 資材高騰等に伴う請負代金等の「変更方法」が契約書の法定記載事項になりました。なお、「契約変更を認めない」契約は、契約書の法定記載事項として認められません。
 ※「(請負代金の額の変更及び)その額の算定方法」としては、「(受発注者が)協議して定める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。」旨を記載することが考えられます。
- 受注予定者は、見積書交付時等のタイミングで資材高騰等のリスク「おそれ情報」を発注者に通知します。「おそれ情報」を注文者・受注予定者の双方で共有します。
- 契約後、実際に「おそれ情報」が発生し、資材高騰等が顕在化した場合には、受注者は、注文者に契約上の「変更方法」に基づいて請負代金等の変更の協議を申し入れ、注文者は誠実に協議に応ずる努力義務があります。
- 注文者は、受注者の変更協議の申出に対して、協議のテーブルについたうえで、変更可否について説明する必要があります。
 【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】
 - ・協議の開始自体を正当な理由なく拒絶する
 - ・協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させる
 - ・受注者の主張を一方的に否定、または十分に聞き取らずに協議を打ち切る
 なお、事前通知がなかったことのみで協議を拒むことはできないとされています。

工期の変更協議を円滑にするために

- 受注予定者は、見積書交付時等のタイミングで資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知します。(注)不可抗力に伴う工期変更是、契約書の法定記載事項(現行)
- 契約後、実際に「おそれ情報」が発生し、工期の変更が必要となった場合には、受注者は、注文者に契約上の工期の変更の協議を申し入れ、注文者は、誠実に協議する努力義務があります。

設計図書と工事施工環境の乖離等への対応について

- 受注予定者が、設計、施工条件の疑義、相違等を発注者に通知したときには、発注者は契約締結以前に十分に確認することが求められています。
- 発注者と受注予定者の確認によっても明らかにならない事象の発生が予想される場合は、受注予定者から発注者に対してその旨を通知します。
- 契約後に設計図書と工事施工環境の乖離等により工期に影響が生じた場合は、契約の定めに従って、適切に設計、請負代金、工期に関する変更協議を行います。その際には、上記「資材高騰等の価格転嫁を円滑にするために」に準じて誠実に協議することが求められています。

日建連においても、「労務費見積り尊重宣言」などによる技能労働者の待遇改善、「週休二日実現行動計画」や「適正工期確保宣言」などに基づく適正な工期設定に向けた活動や「生産性向上推進要綱」に基づく生産性向上に資する様々な施策の実践などにより働き方改革を推進し、持続可能な建設業を目指しています。

<参考>

建設資材高騰の現状 (日建連にて整理)

建設資材高騰・労務費の上昇等の現状 (2025年10月版)

世界的な原材料及び原油等エネルギーの品不足や価格高騰・円安の影響を受けて、建設工事の資材価格なども高騰しています。
※個々の資材の値上がり状況については別紙をご覧ください

建設資材物価は、2021年1月と比較して37%上昇しています。((一財)建設資材調査会の推計)

2021年1月～2025年9月の建設資材物価指数(東京)の推移 (2015年平均=100)

建設全体(平均) 資材価格 **37%up**

土木部門(平均) 資材価格 **40%up**

建築部門(平均) 資材価格 **36%up**

注1)「労務費」は、建設工事現場で働く技能労働者の賃金等の原資です。したがって、元請の現場監督や本社社員の賃金などは含まれません。

注2)特注品の設備機器が多く採用されていたり、設備協力会社の繁忙度により労務費や経費等が大幅に高騰している案件については、別紙「設備工事費上昇の現状について」で個別に御説明します。

材料費割合を50～60%と仮定すると、この56か月で、資材等高騰の影響により全建設コスト(平均)は、19～22%上昇

政府の賃上げの方針や労務単価の引き上げなどを受けて、建設現場で働く建設技能労働者の賃金も上昇しています。

○建設技能者の賃金相当として積算される「**公共工事設計労務単価** (全国の労働市場の実勢価格を基に毎年政府において決定)」は2021年に比べ、22.9%引上げられています。(図1参照)

○**国土交通大臣と日建連を含む建設関係4団体**(元請会社の団体・下請会社の団体)は、2021年から毎年行っている賃金上昇の申し合わせにおいて、技能者の賃上げについて**2025年は、おおむね6%の上昇を目指**とすることとされ、当会は、国土交通省から、その実現に向けた御指導をいただいている。(国土交運省不動産・建設経済局建設業課長通知(2025.2.16))。

注)申し合わせは、技能労働者の賃金計算の基準(日給等)につき行われています。

図1 公共工事設計労務単価(平均)の引上率

労務費割合を30%と仮定すると、この49か月で、労務費上昇の影響により全建設コストは、**6.9%上昇** (2024年は37か月で4.8%上昇)

材料費割合を50～60%、労務費率30%と仮定すると、この56か月で、建設資材の高騰・労務費の上昇の影響により、仮設費・経費などを含めた全建設コスト(平均)は、**25～29%上昇** (土木分野27～31%上昇、建築分野25～29%上昇)

※ 例えば100億円の建設工事では、労務費+原材料費80～90億円が105～119億円に上昇。ほとんどの工事について、2021年1月当時の契約金額相当額を、「労務費+原材料費」のみで上回る状況となっています。前月の全建設コスト(平均)は、25～29%上昇でした。

注1)「労務費」は、建設工事現場で働く技能労働者の賃金等の原資です。したがって、元請の現場監督や本社社員の賃金などは含まれません。

注2)特注品の設備機器が多く採用されていたり、設備協力会社の繁忙度により労務費や経費等が大幅に高騰している案件については、別紙「設備工事費上昇の現状について」で個別に御説明します。

資材価格高騰とは別に、設備関連や一部建設資材において、納期遅延が発生し、工期への影響が出ています。

- 建築関係では、躯体、仕上げ、設備等幅広い分野で納期遅延が発生しています。
- 資材等の納期遅延は、工期への影響のほか、一旦代替品で仮引き渡しをした後、本来の資材の調達後に再度工事を行い完成させることによる代替品調達や追加工事の費用増も惹起しています。
- 特に、一部の建築設備工事については、工事の集中により職人さんの手配がタイトになっており、資材調達の問題と相俟って、工期への影響が出ています。
- 需要が大幅に増加する中、原材料の軽量骨材供給量が不足。これを受け、東京地区生コン協組は、出荷制限を実施しました。重量軽減が必要となる高層建築工事等の一部で供給が追い付かず、工程遅延が生じています。((一財)経済調査会)

参考:主要民間団体の長尾 國土交通省通知「建設資材の需給の状況を踏まえた適切な対応について」(令和6年11月1日付け国不連第108号、国官参連第39号)

当会員が納入遅れありと認識している資材・設備

鉄 体 ((アイアンショック他)

- ・ BCP (鉄骨用コラム)
- ・ ト拉斯筋付デッキ型枠
- ・ コンクリート膨張材
- 超高強度コンクリート用セメント
- 軽量コンクリート用人工軽骨材
- ・ 断熱充填材

仕 上

- ・ 木製建具・木質系床 ((ウッドショック)
- ・ アスファルト防水 ((工場設備機器)
- ・ フッ素樹脂塗装鋼板 ((半導体需要の高まり、環境対策等によるフッ素樹脂原料不足)
- ・ 金属性断熱サンドイッチパネル (物流倉庫・生産施設)
- ・ 自動開閉装置 ((中層のロックダウン)
- ・ 断熱充填材
- ・ 長尺塗装シート ((一部のメーカーの工場火災)
- ・ 防火クロスを用いた防災・防炎シャッター・スクリーン等 ((ロシア産耐火クロスの調達難)
- ・ OAフロア (コンクリート製) ((現地工場作業員不足 (新型コロナ))

設 備 ((半導体不足・樹脂原料不足・アイアンショック等)

電気設備	空調設備	衛生設備
○ 受変電設備	・ 自動火災警報装置	・ シャワートイレ
○ 密封ケーブル	○ UPS (無停電電源装置)	・ 暖湯器
○ 密封ケーブル	・ チラー (冷却水循環装置)	○ 飯食設備
・ 説明機器	・ ポンプ	○ コンプレッサー
・ 電話	・ PAC (パッケージエアコン)	・ エアコン
・ 発電機	・ 中央監視設備	・ スプリングクラーヘッド
○ 電源	・ 樹脂系コネクタ	

昇降機設備

- 乗用エレベーター
- 荷物用エレベーター
- ・ 機械式駐車場 (タワーパーキング)

注)図中、赤文字は過去に受注停止等が発生したもの。○は現在もひっ迫が続いているもの。・は現在はひっ迫が収束したもの。